博物館運営状況定期報告書

年　月　日

（宛先）

埼玉県教育委員会

設置者　住　　　　　所

　　　　名　　　　　称

代表者職・氏名

博物館法第１６条の規定に基づき、直近終了事業年度である　　年度（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）における下記１の博物館の運営状況について、下記２のとおり報告します。

１　報告対象である博物館の名称及び所在地

　・博物館の名称

　・博物館の所在地

２　博物館の運営状況

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　設置者の名称又は住所の変更 | 有　・　無 |
| ⑵　博物館の名称又は所在地の変更 | 有　・　無 |
| ⑶　館則の重要な変更 | 有　・　無 |
| ⑷　基本的運営方針の重要な変更 | 有　・　無 |
| ⑸　博物館資料の収集及び管理の方針の重要な変更 | 有　・　無 |
| ⑹　博物館資料（　　年度末日現在） | 　　　　　　　　　点 |
| ⑺　館長の配置 | 有　・　無 |
| ⑻　職員の人数（　　年度末日現在） | 学芸員 | 学芸員以外 |
| 　　　　　人（うち非常勤　　人） | 　　　　人（うち非常勤　　人） |
| ⑼　施設及び設備の重要な変更 | 有　・　無 |
| ⑽　年間開館日数 | 　　　　　　　　　日 |
| ⑾　活動実績　※別紙添付によること可 |

備考

　１　直近定期報告（博物館登録後初めての定期報告の場合は、登録申請）の内容から変更がある場合には、変更「有」を選択すること。

　２　館則、基本的運営方針並びに博物館資料の収集及び管理の方針に重要な変更がある場合は、変更内容を示す資料を添付すること。なお、字句等の軽微な変更は、重要な変更に含まないこと。

　３　施設及び設備の重要な変更がある場合は、変更内容を示す資料を添付すること。なお、施設及び設備の重要な変更には、博物館の事業に用いる土地及び建物の保有形態の変更を含むこと。また、日常的な修繕の類は、施設及び設備の重要な変更に含まないこと。

　４　職員の人数には、館長の数を含むこと。

５　活動実績には、次の内容を記載すること。

　⑴　博物館資料の展示及び調査研究活動の実績

　⑵　博物館資料を用いた学習機会の提供及び教育活動の実績

　⑶　職員の研修実績